

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	42	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> 内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修 						
沿革	S33. 9日本労働協会 → H2. 1日本労働研究機構 } H15. 10 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 S39. 6労働省労働研修所→H13. 1厚生労働省労働研修所 }						
中期目標期間	平成24年4月～平成29年3月（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		5	5	5	5	[1]	(0)
常勤役員数		4	4	4	4		4
非常勤役員数		1	1	1	1		1
常勤職員数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		118	114	114	112	[3]	(31)
うち間接部門		19	16	16	16		16
うち事業部門		99	98	98	96		96
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		27 (2)	30 (2)	33 (1)	36 (0)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴動向）		117.7 (102.5)	117.8 (101.3)	117.2 (99.8)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴動向）		99.4 (98.0)	101.1 (97.2)	97.1 (93.2)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	決算	当初予算	
	一般会計（百万円）	454	431	398	392		
	うち運営費交付金	454	431	398	392		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計（労働保険）（百万円）	2,377	2,233	2,146	2,170		
	うち運営費交付金	2,315	2,164	2,070	1,990		
	うち施設整備費補助金	62	69	76	180		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
計	2,831	2,665	2,544	2,563			
支出額の推移（百万円）		2,430	2,509	2,291	2,624		
収入額の推移（百万円）		2,897	2,726	2,607	2,624		
国の財政支出/収入額（％）		97.7%	97.8%	97.6%	97.7%		
財務データ （平成24年度、百万円）	資産合計	6,949	うち流動資産	684			
	負債合計	912	純資産合計	6,038	うち利益剰余金	12	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	42	所管厚労省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	-------	-----	-------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
労働政策研究	厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する調査研究を行うこと（独立行政法人労働政策研究・研修機構法（JILPT法）第12条第1号）。研究テーマ及び成果目標は国が決定し、中期目標で指示。中期計画及び年度計画で具体的な実施内容を定め、事業を実施。	1,168	合計		1,357	(一財)日本航空協会	1
			国費	運営費交付金	1,352		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	雑収入	5		
情報の収集・整理	労働政策研究に資する内外の労働事情、各種の統計データ等を収集・整理すること（JILPT法第12条第2号）。労働政策研究に資することを目的とした、研究者・有識者の海外からの招へい及び海外への派遣を行うこと（JILPT法第12条第3号）。事業の大枠は国が決定し、中期目標で指示。中期計画及び年度計画で具体的な実施内容及び成果目標を定め、事業を実施。	464	合計		515	-	-
			国費	運営費交付金	513		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	雑収入	3		
成果普及等	労働政策研究等の成果の普及及び政策の提言を行うこと（JILPT法第12条第4号）。事業の大枠及び成果目標は国が決定し、中期目標で指示。中期計画及び年度計画で具体的な実施内容を定め、事業を実施。	290	合計		319	(一財)日本航空協会	1
			国費	運営費交付金	266		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	出版物販売収入等	53		
労働行政担当職員研修	厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと（JILPT法第12条第5号）。事業の大枠及び成果目標は国が決定し、中期目標で指示。中期計画及び年度計画で具体的な実施内容を定め、事業を実施。	294	合計		340	(社)日本産業カウンセラー協会	3
			国費	運営費交付金	338		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	雑収入	2		

注1：支出額及び収入額には間接経費も職員数に応じて機械的に按分して計上している。

注2：上記の他、支出額及び収入額については、施設整備費補助金（24年度決算額76百万円。労働保険特別会計から支出）がある。
(事業分類ごとに按分しがたいため上記に含めていない)

注3：公益法人への支出（100万円以下のものは除く）は、上記の他（財）日本システム開発研究所への支出（5百万円）がある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計	
		合計	労働保険特別会計
労働政策研究	1,129	1,129	1,129
情報の収集・整理	432	432	432
成果普及等	236	236	236
労働行政担当職員研修	273	273	273

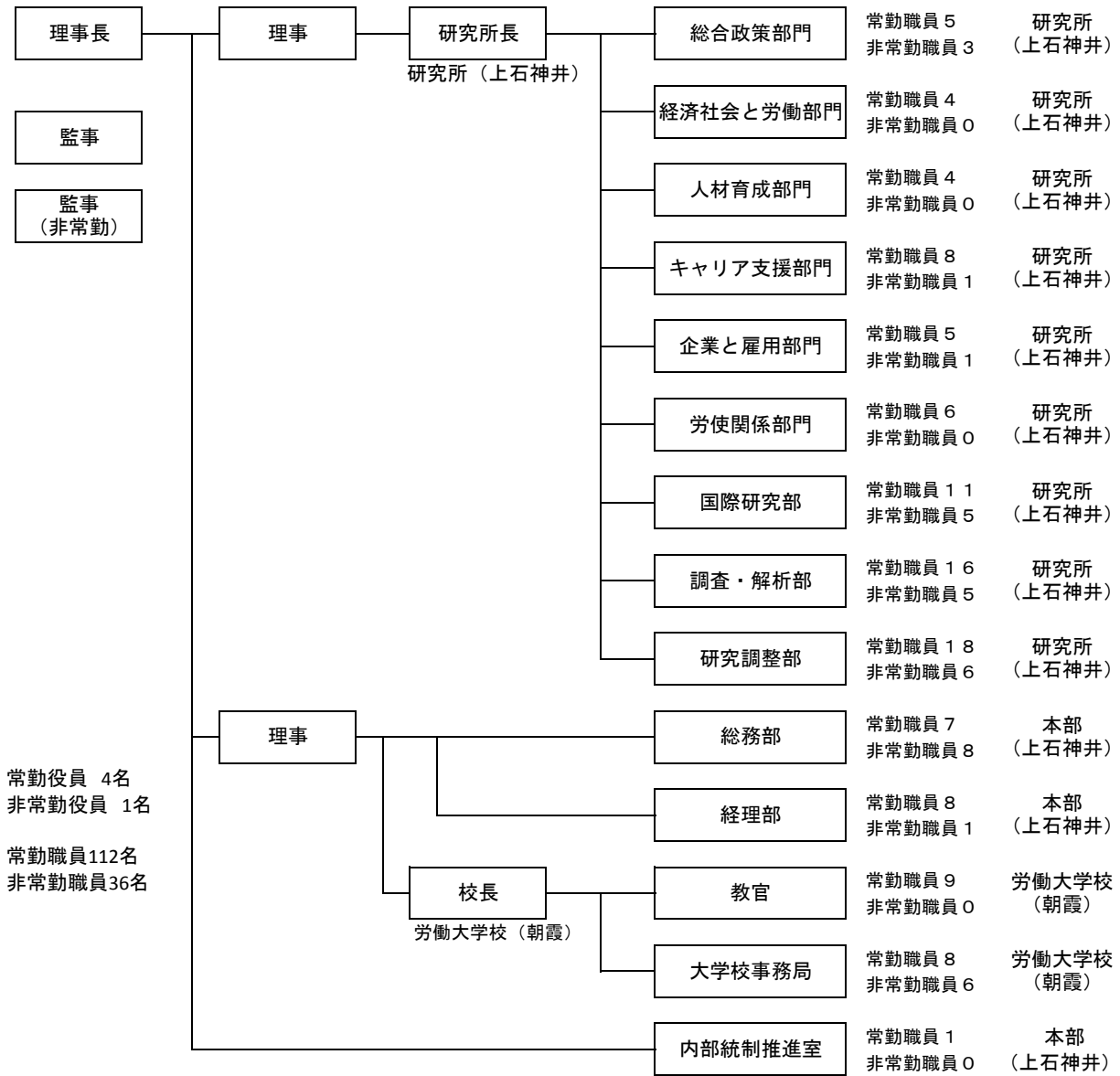
注1：上記には間接経費も職員数に応じて機械的に按分して計上している。

注2：上記の他、施設整備費補助金（24年度決算額76百万円。労働保険特別会計から支出。）がある。
(事業分類ごとに按分しがたいため上記に含めていない)

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	42	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-----	-----	-------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



No.	42	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○ 政策の立案は、エビデンスに基づくものであることが大前提であり、幅広い政策課題に応じた実態調査や実証研究が必要である。また、社会・経済環境の変化を適切に反映し、政策立案に資する質の高い政策研究を行うためには、スポット的な研究では問題の本質に迫ることができず、体系的・継続的に実施される必要がある。

○ そのため政策の企画立案部門及び事業実施部門から独立した専門的な政策研究機関が不可欠である。このことは、分野を問わず、他省庁も公的な専門の政策研究機関を設置していることから明らかであり、労働政策分野についても例外ではない。

○ 労働政策分野の政策研究機関としては、以下の要素が必要不可欠である。

①労働分野における政策は、ILO条約を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て立案されており、その土台となる調査研究を行う機関は、研究内容・手法が公平・中立で労使から信頼されるものであり、国から一定の独立性を保っていること。

②労働政策研究を労働政策の企画立案に資するものとするため、研究機関の運営に労働の現場を熟知している労使当事者を参画させる仕組みを確保すること。

③安定的・継続的に労働政策研究を実施すること。

○ 以上をすべて満たす組織として、(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)を設置し、労働政策の企画立案等に不可欠な調査研究を実施するとともに、その最新の研究成果を活用した第一線の労働行政担当職員への研修を行っている。

○ JILPTの調査研究の成果は、労働経済白書など政府による経済・労働問題の現状分析、労働契約法制の整備など労働法制の企画立案、非正規労働対策など労働に関する新規の対策の企画立案、医療従事者の勤務環境の実態把握など厚労省からの緊急要請に基づく実態把握、ジョブカード制度の施策効果の把握など厚労省の各種施策に関する効果測定、労働力需給推計の提供など継続的な実態把握による基礎的データの収集整備、というように労働政策形成について多面的に貢献している。

○ また、研修については、独法制度を最大限活用し、研究と研修の一体的な推進を進めてきたところ。具体的には、①第一線で必要となる職業紹介技法等についての調査研究の実施、②その最新の成果を活用した研修プログラムの実施、③研修生からの行政現場での課題等を踏まえたプログラムに対する評価、④当該評価結果等の調査研究内容への反映といったPDCAサイクルにより、政策研究機関ならではの科学的知見に基づく専門的かつ実践的な研修を実施することにより、労働行政の効果的な推進、ひいては国民の雇用の安定、労働条件の確保等のための行政サービスの向上に貢献している。

○ なお、平成24年度は、以下のような実績をあげている。

・ 審議会等での研究成果の活用：94件、審議会等への研究員の参画：63件、白書等での活用：25件、マスメディアの記事掲載等：202件

・ 外部評価（リサーチアドバイザー部会）：評価を受けた9件の研究成果すべてがA（優秀）と評価

・ 有識者アンケート：JILPTの調査研究が「有益である」と回答した者が98.1%

・ ホームページレビュー数：3782万件

・ 労働行政研修における研修生の評価：「有意義」との評価：97.0%

・ 労働行政研修の研修生の所属長の評価：「役に立っている」との評価：95.4%

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

[メリット]

①【効率的な労働政策研究の実施】

中期目標・中期計画等が定められたことにより、調査研究の重点化が図られ、労働政策の企画・立案及び推進に資する調査研究が計画的かつ効率的に行われるようになった。このことにより、労働法制や労働に関する新規施策の企画立案等に貢献する調査研究の成果が数多く出されるようになってきている。なお、労働政策は公労使三者構成で議論されることから、独法という中立・公平な立場での調査研究成果は、労働法制の見直しを含む労働政策の議論に大きく貢献している。

②【様々な調査研究ニーズへの的確な対応】

独法制度の特徴を最大限に生かすことにより、年度単位の調査研究に加え、中長期的なスパンで取り組むべき課題や、年度途中に緊急に取り組むべき課題にも、より柔軟かつ機動的に対応することが可能になったこと。

③【研究とのシナジー効果等による効果的・効率的な研修の実施】

研修については、研究との一体的な推進により、最新の知見を活用した専門的かつ実践的な研修が実現するとともに、独法の特徴である国民目線での外部評価の下、理事長のリーダーシップによる研修コース及び研修科目の効果的な見直しが行われてきたほか、研修員を「お客様」として捉える視点に立った日々の創意工夫が促された結果、イブニングセッション（課外活動の時間を利用したワークショップ、研究員と研修生とのディスカッションの機会。）の実施、研修効果の測定方法の改善等、研修効果を高めるための業務改善等が積極的に実施されるようになった。

また、労働大学校の施設整備についても、独法制度の下で中期的な施設整備計画に基づいた改修・修繕が可能となり、経費の削減や研修の効果的な実施に寄与している（独法化以前は国の施設等機関であり、年度単位での改修）。

④【PDCAサイクルによる継続的な業務改善】

評価制度を通じて毎年度業務実績が厳格に評価されることから、中期計画や年度計画の達成に向けた業務の改善が図られてきたこと。特に、効率化については恒常的な取組が求められており、JILPTにおいては大幅な予算削減を実施してきた。

⑤【法人の長たる理事長のリーダーシップ】

法人の長たる理事長に運営面における幅広い裁量権が付与されたことにより、我が国トップレベルの研究者を理事長に迎え、そのリーダーシップの下、労働政策研究を実施する各段階での内部・外部評価の実施等により、労働政策の企画立案に資する質の高い労働政策研究を行うとともに、内部統制の充実・強化を図るなど適切な業務運営を行うようになっている。

[デメリット] 特になし。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	444	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費
厚生労働省	445	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
庁舎管理業務	事務所施設・設備管理業務委託他	107,218,335	新東産業(株)他
システム運用・保守・開発・改修業務	機構情報ネットワークシステム運用管理・支援等業務の委託他	67,204,926	富士テレコム(株)他
OA機器等保守業務	コピー機等OA機器・アプリケーション保守業務委託	16,711,119	(株)リコー他
財務・会計業務	財務諸表等の会計監査人監査業務委託他	8,966,737	有限責任あずさ監査法人他
CIO補佐官業務	CIO補佐官業務の委託	4,536,000	(株)ブレインワークス
公用車管理業務	公用車運行管理業務の委託他	3,006,033	(株)フェネック他

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
データ入力、情報収集業務	アンケート調査に係るデータ作成等の委託他	115,222,447	(株)サーベイリサーチセンター他
速記反訳・翻訳・通訳業務	速記反訳・翻訳・通訳等専門的業務の委託	44,977,449	(株)大和速記情報センター他
発送・搬入業務	報告書等の発送業務委託他	11,761,084	(株)ラシスコ他
引越・移転業務	キャリア支援部門の上石神井事務所への移転に係る引越業務の委託他	5,711,265	(株)オレンジライン他
公告・広告業務	財務諸表の官報への掲載業務の委託他	5,293,338	東京官書普及(株)他
編集・撮影業務	研究双書発行に伴う編集業務委託他	2,891,847	(有)ボンズ企画他
研修業務	労働大学校における労働行政職員研修に係る業務委託	2,552,100	(一財)江南クレーン教習所他
電子化業務	調査票原票の電子化作業の委託他	1,716,645	(株)日本代行他

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	—
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【労働安全衛生総合研究所及び労働政策研究・研修機構】</p> <p>○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>○ 『独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針』（平成24年閣議決定）が閣議決定された際には、（独）労働者健康福祉機構（労福機構）は、固有の根拠法に基づき設立される法人とすることとされていた。</p> <p>○ しかしながら、今般の改革においては、労働災害防止に係る基礎研究の成果を、就労現場での労災疾病予防から、治療、職場復帰支援に一貫して生かすことのできる体制を構築する目的で、労福機構と（独）労働安全衛生総合研究所（安衛研）を統合することとするため、（独）労働政策研究・研修機構と安衛研の統合は行わない。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>第2期中期目標期間終了時の見直しに関して、政策評価・独立行政法人評価委員会からは組織見直しに関する事項として、「勧告の方向性」において次のとおり指摘を受けている。なお、会計検査院からは特段の指摘は受けていない。</p> <p>第2 業務運営体制の見直し</p> <p>機構の組織体制は、専任職員がいない「課」や集約可能な「部」・「課」を設けている例がみられるなど管理職の割合が高く、効率的な業務運営体制となっていない。このため、基本方針に基づき、労働行政担当職員研修（労働大学校）が国に移管されることに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うものとする。</p> <p>（注）労働大学校の国への移管については様式6を参照。</p>
② 対応状況	<p>効率的かつ効果的な業務運営体制を整備するため、第3期中期目標期間の開始に合わせて以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専任職員のいない評価課、コンファレンス課、システム課の廃止（平成24年4月） ・ 第3期プロジェクト研究テーマに対応した研究部門の再編（平成24年4月） ・ 内部統制推進室の設置（平成24年4月）

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。

1 JILPTは単独の独立行政法人として存続することが必要

○『独立行政法人整理合理化計画』（H19年閣議決定）に沿って、（独）労働者健康福祉機構（労福機構）と（独）労働安全衛生総合研究所（安衛研）を統合するため、（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）については、安衛研と統合しないこととする。また、以下の理由から、JILPTは単独の独立行政法人として存続することが求められる。

<政策研究機関の必要性について>

○政策の立案は、エビデンスに基づくものであることが大前提であり、幅広い政策課題に応じた実態調査や実証研究が必要である。また、社会・経済環境の変化を適切に反映し、政策立案に資する質の高い政策研究を行うためには、スポット的な研究では問題の本質に迫ることができず、体系的・継続的に実施される必要がある。

○そのため政策の企画立案部門及び事業実施部門から独立した専門的な政策研究機関が不可欠である。このことは、分野を問わず、他省庁も公的な専門の政策研究機関を設置していることから明らかであり、労働政策分野についても例外ではない。

<労働政策分野の政策研究機関の在り方について>

○労働政策分野の政策研究機関としては、以下の要素が必要不可欠である。

①労働分野における政策は、ILO条約を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て立案されており、その土台となる調査研究を行う機関は、研究内容・手法が公平・中立で労使から信頼されるものであり、国から一定の独立性を保っていること。

②労働政策研究を労働政策の企画立案に資するものとするため、研究機関の運営に労働の現場を熟知している労使当事者を参画させる仕組みを確保すること。

③安定的・継続的に労働政策研究を実施すること。

○以上をすべて満たす形態は、現時点では独立行政法人のみであり、労働政策研究を国や民間シンクタンクの委託等で実施することは不適當である。

<単独で存続する必要性について>

○JILPTは、発足以来、中期計画に沿った適切な業務運営、外部からの厳格な評価の実施、人件費・業務経費・一般管理費等の削減等、独法制度の枠組の中で効率的な業務運営に努めてきた。また、『独立行政法人整理合理化計画』で『民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する』と指摘されたことも踏まえ、労使関係者や労働分野に関する有識者、厚生労働省の職員等と意見交換しつつ、労働政策研究機関として取り組むべき重要なテーマを厳選し、労働政策の企画立案及び推進に資する質の高い研究を実施している。

○このような取組の結果、法人発足当初と比較すると、審議会や白書等での引用件数が増加する等、労働政策の企画立案へも大きく貢献するようになっており、政策研究機関としてもレベルの高い組織になっていると言える。

○仮に、JILPTが他の事業執行型の独立行政法人と統合する場合、上記のとおり築き上げてきた労働政策の立案に資する質の高い労働政策研究を行うという政策研究機関として果たすべき使命が曖昧となってしまうことにより、優秀な研究者の確保が困難となり、質の高い研究成果を発揮することが困難となる。

○また、統合する他法人の所管行政に批判的な内容の研究が困難となることや、統合する他法人の所管行政の研究に予算や人員等が偏るおそれがあることから、公平・中立で労使から信頼される研究の実施が困難となる。

○以上から、JILPTは、引き続き、単独の独立行政法人として存続することが必要である。

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

2 労働大学校は国移管せず引き続きJILPTの組織とすることが必要

○労働大学校については、研究と研修の相乗効果を確保すること、行政改革の議論の中で国の施設等機関から独法へ移管されてきた経緯があることを踏まえ、引き続きJILPTの組織とするべきである。

<労働行政職員研修の実施主体に係る経緯について>

○平成15年の特殊法人改革で、特殊法人「日本労働研究機構」と「労働研修所（厚生労働省の施設等機関）」を統合し、新たな独立行政法人（JILPT）において研究と研修を一体的に行うこととした。

○労働研修所をJILPTへ統合した目的は、職業相談・就職支援等に関する研究と研修を一体的に行うことにより、①最新の研究成果の研修への反映、②研修を通じた行政の現場の問題意識の研究への反映など、研究と研修が互いに影響を及ぼし合い双方が活性化できることであった。

○『独立行政法人整理合理化計画』でも、研修業務については、民間の一層の活用による効率化や労働大学校の施設の管理・運営業務を民間競争入札の対象とすることが指摘されており、あくまでJILPTが研修業務を行う中で、民間活用・管理運営の効率化等を進めることが求められている。なお、労働大学校の管理運営については民間競争入札を実施しており、研修についても外部講師や企画競争による民間活用を実施するなど、閣議決定の指摘に沿った対応を行っている。

○その後、労働大学校の国への移管については、「国家公務員の研修は国が直接実施すべき」との当時の政権与党の方針に従い、「独立行政法人の事務及び事業の見直しの基本方針」（平成22年閣議決定）において決定された。

<労働職員研修の在り方についての考え方>

○しかしながら、労働大学校の国移管が実施される場合、以下のような問題が生じる。

・法人発足以来、効果をあげてきている研究と研修の連携・融合による研究成果の研修への反映や研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映といった相乗効果（注）を發揮することが困難となる。

・非国家公務員身分の独法を国へ移管（いわゆる「天入り」）することにより、国の組織が肥大化することとなる。

（注）職業適性検査の開発・改善とその活用をした研修、職業相談・紹介技法に関する研究を研修で普及する等の取組。

○また、『独立行政法人改革に関する中間とりまとめ』（H25年6月5日 独立行政法人改革に関する有識者懇談会）や自民党総合政策集2013でも、『行政本体が企画立案部門、独立行政法人が実施部門をそれぞれ担う』という独法制度の本来の趣旨を踏まえ、『実施部門である法人においては主務大臣が与えた目標のもと効率的かつ質の高い業務運営を貫徹させる』等とされており、執行部門である労働行政職員向けの研修を独法で実施することは、これらの方針と整合性がとれたものである。

○このため、労働大学校は国移管せず、引き続きJILPTの組織とすることが適当である。

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—